

令和6年7月 第190回 定例会

福井坂井地区広域市町村圏
事務組合議会 会議録

令和6年8月6日（火曜日） 午前10時40分 開会

令和6年8月6日、組合議会定例会が福井坂井地区広域市町村圏事務組合事務所2階会議室に招集されたので、会議を開いた。

○議事日程

- 日 程 1 議席の指定について
- 日 程 2 会議録署名議員の指名
- 日 程 3 会期の決定について
- 日 程 4 副議長の選挙について
- 日 程 5 報告第1号
令和5年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費の繰越しに関する報告について
- 日 程 6 報告第2号
専決処分承認を求めることについて（令和6年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算）
- 日 程 7 議員の派遣について
- 追加日程1 同意第1号
監査委員の選任について
- 日 程 8 一般質問

○出席議員 (19名)

1番	池上優徳	2番	村田耕一
3番	見谷喜代三	4番	青木幹雄
5番	奥島光晴	6番	毛利純雄
7番	平野時夫	8番	卯目ひろみ
9番	山田重喜	10番	吉田太一
11番	戸板進	12番	永井純一
13番	川畑孝治	14番	佐藤寛治
15番	前川徹	16番	伊藤宏実
18番	川崎直文	19番	楠圭介
20番	清水憲一		

○欠席議員 (1名)

17番 酒井圭治

○説明のため出席した者

管理者	森之嗣	副管理者	池田禎孝
副管理者	西行茂	副管理者	河合永充
副管理者	前川嘉宏		
事務局長	笹木幹哲	総務課長	南田憲泰
清掃センター長	古畑克弥		

○事務局出席職員

総務課副課長	竜田麻紀	総務課長補佐	長谷部伊砂雄
清掃センター課長補佐	三上眞弘	清掃センター課長補佐	山田重典
総務課副主幹	小林大悟	総務課副主幹	田賀渚
総務課主査	片岡裕貴	総務課主査	羽柴和宏

○事務局長（笹木幹哲）

ご起立願います。

一同 礼

ご着席ください。

◎議長（毛利純雄）

令和6年7月第190回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会は本日、繰り下げ招集され出席議員が定足数に達しておりますので議会は成立いたしました。よって、これより開会し、本日の会議を開きます。

本日の欠席通告議員は、永平寺町の酒井圭治議員の1名であります。

本日の議事日程は、それぞれお手元に配布いたしましたとおりと定め直ちに議事に入ります。

◎議長（毛利純雄）

それでは、日程1 議席の指定についてを、議題とします。

お諮りします。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更したいと存じますがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（毛利純雄）

異議なしと認めます。それでは、その議席番号及び氏名を事務局から発表させます。

○事務局長（笹木幹哲）

はい、議長。

◎議長（毛利純雄）

事務局長。

○事務局長（笹木幹哲）

それでは、一部変更となりました議席の発表をさせていただきます。

議席番号1番 池上優徳議員、議席番号2番 村田耕一議員、議席番号3番 見谷喜代三議員、議席番号4番 青木幹雄議員、議席番号5番 奥島光晴議員、議席番号11番 戸板進議員、議席番号12番 永井純一議員、議席番号13番 川畑孝治議員、議席番号14番 佐藤寛治議員、議席番号15番 前川徹議員、議席番号16番 伊藤宏実議員、議席番号17番 酒井圭治議員、議席番号18番 川崎直文議員、議席番号19番 楠圭介議員、議席番号20番 清水憲一議員、以上でございます。

◎議長（毛利純雄）

ただ今、発表いたしましたとおり議席を指定します。

◎議長（毛利純雄）

次に、日程2 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番 池上優徳議員、11番 戸板進議員のご兩名を指名します。

◎議長（毛利純雄）

次に、日程3 会期の決定についてを、議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日一日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（毛利純雄）

異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定しました。

◎議長（毛利純雄）

現在、副議長の席が空席となっております。

日程4 副議長の選挙についてを、議題とします。

副議長の選挙につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（毛利純雄）

異議なしと認めます。よって、副議長選挙は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（毛利純雄）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。副議長には、福井市の池上優徳議員を指名します。

お諮りします。

ただ今、指名しました池上優徳議員を副議長選挙における当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（毛利純雄）

異議なしと認めます。よって、池上優徳議員が、副議長の当選人と決定しました。副議長に当選されました池上優徳議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

◎議長（毛利純雄）

ただ今、副議長に当選されました池上優徳議員から、ご挨拶を受けることにします。

◆1番（池上優徳）

福井市議会の池上でございます。ただ今、当事務組合議会の副議長にご推挙賜り誠にありがとうございます。浅学菲才な身ではございますが、識見豊かな議長のもとで誠心誠意努力して参りますので、議員各位には今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

(拍手)

◎議長（毛利純雄）

ここで、森管理者から発言を求められていますので許可します。

○管理者（森之嗣）

議長。

◎議長（毛利純雄）

森管理者。

○管理者（森之嗣）

本日ここに、第190回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともにご多忙の中ご出席を賜わり、厚く御礼申し上げます。平素は、組合事業の運営にあたりましてご理解とご支援をいただいておりますことに対しまして、重ねて御礼を申し上げます。また、本年は5月に福井市、坂井市、7月に永平寺町の各市町において、本組合議員を選出していただいております。今後とも、本組合の様々な案件につきまして、ご審議を賜わりますようお願い申し上げます。組合業務の執行に当たりましては、組合議員各位のご理解ご協力を得ながら、着実な管理運営に努めて参る所存でございますので、今後とも議員各位の変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

さて、エネルギー高騰や物価高など、私たちを取り巻く環境は依然厳しい状況が続いております。先の内閣府月例経済報告では、景気の先行きについては雇用、所得環境が改善するもとで各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されており、

6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2024に基づき賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上を期待するものでございます。

次に、主要事業の取組みにつきまして申し上げます。まず、電子計算組織の共同利用事業では、法改正制度改正に伴うシステム改修を適宜実施し、安定的なシステム運用を行なっております。また、自治体システム標準化につきましては令和7年11月稼働に向け、標準化システム移行契約を締結し作業を進めているところでございます。

次に、一般廃棄物の共同処理事業では、清掃センター長期包括運營業務委託により各種法令や基準を遵守し、環境保全対策に万全を期した運営管理を行なっております。また、余熱館ささおかにおきましては、昨年度の入館者数が開館以来初となる16万人超えとなりました。なお、指定管理期間が今年度末に終了となりますので新たな指定管理者を選定いたしまして、今後も圏域住民に一層親しまれる施設となるようサービス向上に努めて参ります。

以上、組合運営における所信の一端と主要事業の近況について申し上げます。ありがとうございました。

なお、本定例会に上程する各議案の内容につきましては、後ほど説明を申し上げますので、何卒慎重なご審議を賜わり妥当なご決議を賜わりますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎議長（毛利純雄）

次に、日程5 報告第1号令和5年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費の繰越しに関する報告についてを、議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（森之嗣）

議長。

◎議長（毛利純雄）

森管理者。

○管理者（森之嗣）

ただ今、上程されました報告第1号令和5年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費の繰越しに関する報告についてを、ご説明申し上げます。

先の令和6年3月組合議会定例会におきまして、明許繰越しの議決をいただきました第2款総務費第2項情報処理費の住民記録システム改修業務と、コンビニ交付システム改修業務でございますが、翌年に繰越して使用することにつきまして繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告させていただくものでございます。

◎議長（毛利純雄）

ただ今、説明のありました報告第1号について質疑を許可します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（毛利純雄）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（毛利純雄）

討論なしと認めます。

◎議長（毛利純雄）

次に、日程6 報告第2号専決処分の承認を求めることについて、令和6年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算を議題とします。

提出者の、提案理由の説明を求めます。

○管理者（森之嗣）

議長。

◎議長（毛利純雄）

森管理者。

○管理者（森之嗣）

ただ今、上程されました報告第2号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回、専決処分の承認をお願いするものは、破碎処理施設において発生した火災により破碎設備の早急な復旧が必要であることから、令和6年度一般会計補正予算について去る6月21日に専決処分を行ったものでございます。

歳入歳出それぞれ803万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ32億3,620万1,000円としたものでございます。

次に第1表歳入歳出予算補正の概要につきまして、説明させていただきます。歳入予算におきましては第5款諸収入で、建物災害共済金803万円を増額したものでございます。歳出予算におきましては第3款衛生費で、火災に伴う破碎設備復旧修繕803万円を増額したものでございます。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました。何とぞ、慎重なご審議のうえご承認を賜われますようお願い申し上げます。

◎議長（毛利純雄）

ただ今、説明のありました報告第2号について、質疑を許可します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（毛利純雄）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（毛利純雄）

討論なしと認めます。

◎議長（毛利純雄）

これより報告第2号を採決します。この採決は、挙手によって採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長（毛利純雄）

挙手全員であります。

よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

◎議長（毛利純雄）

次に、日程7 議員の派遣についてを、議題とします。

本件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第168条の規定に基づき、議員の派遣について議決を行うものであります。議案書7ページに記載されています内容のとおり、議員を派遣することについてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（毛利純雄）

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣について原案のとおり決定しました。

◎議長（毛利純雄）

ただ今、議決しました議員の派遣について派遣に係る期間、場所等に変更の申し出があった場合の取扱いについては、議長に一任いただきたいと思います。

お諮りします。

森管理者から、同意第1号 監査委員の選任についてが提出されております。

これを日程に追加し、追加日程1として直ちに議題に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（毛利純雄）

異議なしと認めます。

よって、同意第1号を日程に追加し追加日程1として議題とすることに決定しました。

◎議長（毛利純雄）

これより、追加日程1 同意第1号監査委員の選任についてを、議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（森之嗣）

議長。

◎議長（毛利純雄）

森管理者。

○管理者（森之嗣）

ただ今、上程されました同意第1号監査委員の選任についてご説明申し上げます。本組合監査委員のうち、議会選出の監査委員は現在欠員となっております。

監査委員は、本組合同規約第9条第2項の規定により組合議員の中から1名を、議会の同意を得て選任することになっております。

酒井圭治氏は、令和4年8月に永平寺町議会議員に初当選され、現在1期目であります。同年8月より、永平寺町議会総務産業建設常任委員長を務め、令和6年7月には議長に就任されるなど重責に就かれております。

つきましては、人格識見ともに監査委員として誠に適任であり酒井圭治氏を、議会選出監査委員に選任したいと存じますので、ご同意を賜りますようお願いいたします。

◎議長（毛利純雄）

ただ今、説明のありました同意第1号について質疑を許可します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（毛利純雄）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（毛利純雄）

討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。
この採決は、挙手によって採決いたします。
本件については、原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長（毛利純雄）

挙手全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。本来であれば、ただ今選任されました酒井圭治議員からご挨拶を受けるところですが、本日欠席のため省略させていただきます。

◎議長（毛利純雄）

次に、日程8 一般質問を行います。質問は、同一議員につき答弁を含めて20分以内とし、すべて自席で行うこととなっています。

◎議長（毛利純雄）

13番、川畑孝治議員。

◆13番（川畑孝治）

議長、13番川畑孝治。

◎議長（毛利純雄）

はい、13番、川畑孝治議員。

◆13番（川畑孝治）

今回、私は廃棄太陽光パネルの対策について質問をさせていただきます。太陽光パネルが発明されると言いますか、導入されて私の記憶では20年近くなるのではないかと、それでも国の方でFITが確か2012年くらいから始まったので、その頃から極端に太陽光パネルが増えているわけではありますが、このように早期に設置されました太陽光パネルの寿命が近づいていると思います。そこで、当施設に一般廃棄物として搬入することが予想されます。そこで、廃棄太陽光パネルの処理について対策を聞きたいと思っております。

○事務局長（笹木幹哲）

はい、議長。

◎議長（毛利純雄）

はい、事務局長。

○事務局長（笹木幹哲）

ただ今の川畑議員のご質問にお答えいたします。

太陽光パネルについては、国は1994年に初めて住宅用の太陽光発電の補助制度を設けたことから、導入量も徐々に増えていき2009年以降は、家庭で使い切れなかった電気を、電力会社が買い取ることを義務付けたことで太陽光発電の導入は急速に伸びて参りました。

一般的に太陽光パネルの耐用年数は、議員がおっしゃったとおり20年から30年程度とされておりまして、環境省によりますと2030年以降は最大で年間80万トンの太陽光パネルが寿命を迎えると推計されております。

早期に設置された太陽光パネルは寿命を迎え、一般廃棄物として搬入されることが予想されるとのご質問ですが、廃棄物処理法上、太陽光パネルは原則として産業廃棄物に位置付けられます。

環境省によりますと、メガソーラーなどの事業目的で設置されたパネルだけではなく、売電目的として家庭の屋根に設置されたパネルなども、解体や取外しといった電気工事が携わる事業活動に伴い排出されるものであるため産業廃棄物に該当するとされております。解体撤去事業者は廃棄物処理法上の排出事業者に該当し、解体した太陽光パネルの処理責任を負うこととなります。

また、一部例外的に一般廃棄物に該当する場合におきましても、太陽光パネルのほとんどは、ヒ素や鉛などといった有害物質が含まれていることから、撤去や解体における取扱いには特に注意が必要となるため、当センターでは現在のところ受入れは行っておりません。以上です。

◆13番（川畑孝治）

議長、13番川畑孝治。

◎議長（毛利純雄）

13番、川畑孝治議員。

◆13番（川畑孝治）

今ほどの答弁では、全て産業廃棄物なので当センターでは受けないという話でありましたし、今ほど局長が言われた全ての太陽光パネルにヒ素とか有害物質が含まれている。これは大きな間違いであります。初期の頃に外国産のパネルにおいては、一部そういうものが含まれている場合もありますが、国産であったり、その後新たに作られているパネルについては、そういったものは一切入っておりません。ということで、当清掃センターへも個人で太陽光パネルを持ち込まれる可能性があると思いますが、そういった時にはどのように対応されるのかお知らせ願いたい。

○事務局長（笹木幹哲）

はい、議長。

◎議長（毛利純雄）

はい、事務局長。

○事務局長（笹木幹哲）

今ほど川畑議員がおっしゃられたように今ほど流通しております太陽光パネル、その中に有害物質が全く含まれていないものが存在する、ということは現在のところこちらの方では個別の機種、番号も含めて確認は取れてはおりませんが、基本的には鉛はほぼ全ての製品で含まれているものだと認識しております。当清掃センターでは、そういった鉛を分別して処理する設備は持ってございませんので、基本的には民間の処理業者をご案内する形となりますので、今のところは持ち込みの実績もございませんし、問い合わせもございませんので、具体的な対応方法は示してございませんけれども、今後そういったことが想定されることから、その案内をホームページなり市町を通じてご案内していかなければならないと考えているところでございます。

◆13番（川畑孝治）

議長、13番川畑孝治。

◎議長（毛利純雄）

13番、川畑孝治議員。

◆13番（川畑孝治）

鉛が全てに使われているというのは間違いありません。しかし、現在当センターでも受付けている小型家電、それにも全て鉛が入っております。なぜならば、はんだの含有量の中には、約4割ないし、何らかのパーセントで鉛が使われておりますし、私が言うのは当センターでパネルの処理をなさいなんて一言も言ってないんですね。つまり、持ち込まれた時の対策、これに関しましては私は時期を見ておりました。2月末から3月の頭にかけて、東京でのスマートエネルギー展においては、全国約30ヶ所の処理場があると。30ヶ所あればまあ良いのかなという感じはしておりましたが、現在におきましては、60ヶ所以上の処理場が国内にあります。そして、福井県、また石川県、そして当施設も小型家電の処理をお願いしている富山県の施設、ここにおいても太陽光パネルの処理場があるような、こういった状況になってきた時に一般廃棄物として持ち込まれた場合には受入れざるをえない。環境省のホームページによりますと、産業廃棄物と一般廃棄物の違いとは、産業廃棄物とは事業活動に伴って発生した廃棄物で、特定の20種類のことを指します。そして、産業廃棄物以外が一般廃棄物と定められています。一般廃棄物は発生した市町村に処理責任があり、市区町村の区域内での処理が原則となっています。つまり、事業活動に伴わない例えば太陽光パネル、自分が趣味で太陽光パネルを置いて違ったことに電気を使う、また売電せずに自分の家だけでバッテリー等を置いて発電をする、こういった部分に関してはその家の人がここへ持ち込んだ場合には一般廃棄物になるのではないですか。答弁を求めます。

○清掃センター所長（古畑克弥）

はい、議長。

◎議長（毛利純雄）

清掃センター所長

○清掃センター所長（古畑克弥）

当然、事業活動以外のものですから、一般廃棄物ではあります。ただ、基本的に各メーカー、個人で持っているポータブル電源に付いているパネルなども基本メーカーの方は無償で回収もしておりますので、どうしてもという場合はこちらの方で受け入れをせざるをえませんが、できればリサイクル、リユースこちらの方をご案内していきたいと思えます。

◆13番（川畑孝治）

議長、13番川畑孝治。

◎議長（毛利純雄）

13番、川畑孝治議員。

◆13番（川畑孝治）

そういったリサイクル、リユースのための取り組みをすべきだと、そういう質問なのですよ実は。その前のここでは受け入れる、受け入れないなんてレベルの話をしているので要らん時間をくっているのですが、またこういうようなことも書いてありましたね。台風等の天災で太陽光パネルが落下してしまった場合は、その他と少し違います。所有者が廃棄処分することとなり、一般廃棄物に該当します。この時の所有者が一般廃棄物を処理する場合、当センターへ持っていくのではないですか。そういった時にも拒むわけですか。答弁を求めます。

○事務局長（笹木幹哲）

はい、議長。

◎議長（毛利純雄）

はい、事務局長。

○事務局長（笹木幹哲）

今おっしゃったように、災害にからんで生じた廃棄物、これは一般廃棄物の取扱いとなるわけでございますけれども、そういった場合でもまず家庭の屋根に取り付けたパネルが落ちた場合は多分、設置業者にご連絡してどうするかというのがまずあるかと思えます。いきなりごみとして持ち込まれることは今のところ想定はされていないのかなと思われるのですが、それを経たうえて個人的に処分するのであれば、当センターで受け入れることになろうかと思えます。

◆13番（川畑孝治）

議長、13番川畑孝治。

◎議長（毛利純雄）

13番、川畑孝治議員。

◆13番（川畑孝治）

この件に関しましては、昨日午後ではありますが、県のエネルギー環境部循環社会推進課の担当の方とお話をさせていただきました。やはり、その担当課といたしましても、私が言いましたように例えば売電活動に使わなかったパネルとかは一般廃棄物になりますし、当センターで受け入れざるをえないでしょうね。と、はっきり答弁いただいております。そこで、私においても当センターでそんなものの処分をしるなんてことは言いません。そこで当センターとして、太陽光パネルが入ってきた時に例えばある程度の枚数はここでストックしておいて、専門の県内にもある処分業者。これは私毎年5月に行かしてもらっているのですが、ビッグサイトでの環境展行った時に日本地図があって、福井県のところにマークが付いて、どこどこ業者にメーカーが納めましたよと、そういったことがあって非常に嬉しくなりました、先週でしたかね、ちょっと無理を言って現場行って機械を見せていただきました。今、現在この国で行われている太陽光パネルの処分の方法はいくつかありまして、ホットナイフ方式。例えば今そもそもパネルというのは、周りがアルミとかそういう物と、表面の硝子、そしてセルがあってそれを固定するための後ろでプラスチックの板のような物で作られている。それに配線されているのが太陽光パネルであります。ですから、ほぼほぼリサイクルは可能であるのですね。そういう時にホットナイフ方式で硝子とセル部分を、要はカンナの刃で削るみたいに剥ぎ取る部分。そしてそれぞれにリサイクルをする部分。また表面をブラスト方式と言って鉛の玉とかそういう物をぶつけて硝子を剥離して、そして硝子でのリサイクル。そしてプラスチックとかセル部分でのリサイクル。そして富山の業者なんかは、他の物と同じように細かく裁断してしまう。そして分別していく。そういったいろんな方式が取られているので、当施設でそんな施設を持つことはありませんし、小型家電のように委託をしてしっかりとすればいい。ただ、そこでは費用がかかるわけですね。ですから当施設としては本来ならばそういった施設。何ヶ所か可能性のあるところ、できれば移動距離の少ないところの方がCO2排出の削減にもつながるので、そういったところも検討すべきかと思えますし、ただ1枚2枚、5枚10枚来たから1回1回運ぶというのも大変なので、そういった部分の対策を取るべきだという質問なのです。今ほどの話では、また実績が無いから対応すべきではないみたいな。そんな何のために議員がいるのですか。我々は予測されることに対して早めに提案をしたり、指摘をして対策を求めるのが我々の仕事ですよ。先ほどのお話だと議員なんて要らないですよ。その辺についてしっかりと認識いただきたいのと、今後当然パネルを持ち込まれることが予測されます。清掃センター所長に聞きますが、例えばパネルなんかを持ち込んできた時にこれは売電に使ってなかったパネルやってそう言われた時に、いや売電していたでしょって、そんな証明ができますか。そういった時にどのような反応されるのかお聞かせ願いたい。

○清掃センター所長（古畑克弥）

はい、議長。

◎議長（毛利純雄）

清掃センター所長

○清掃センター所長（古畑克弥）

持ち込まれた物の用途につきましては、持ち込まれた方の申告によって対応いたしま

す。

◆ 13番（川畑孝治）

議長、13番川畑孝治。

◎議長（毛利純雄）

13番、川畑孝治議員。

◆ 13番（川畑孝治）

ですから、当センターとしても太陽光パネルは受けざるをえないわけですよ。そうした時に、どういった受け取り方をするのか。いろんな処理業者によって値段の設定がいろいろあるので、できれば今産廃業界においては、キロいくらという目途もありますし、パネル1枚いくらという選定をするところもあります。いろいろ大きさによってサイズがありますので。できれば重さによって、当然事前からまだ入って来ない状態からきちんと告知をして、そして一般家庭で使われたパネル、自由に使われていないパネルについては、1キロいくらで値段設定をするのか。1枚いくらで値段設定をするのか。そういった取り組みが必要ではないのですかね。そういったことに関するお考えがあればまずお聞かせ願いたい。

○事務局長（笹木幹哲）

はい、議長。

◎議長（毛利純雄）

はい、事務局長。

○事務局長（笹木幹哲）

今ご指摘がございましたとおり、今後個人で使用していた太陽光パネルは増えていくものと考えられます。そういったことから、処理の仕方、どうやってリサイクルにまわすかということも含めまして、今後の検討課題としまして組合の方で研究して参りたいと考えてございます。

◆ 13番（川畑孝治）

議長、13番川畑孝治。

◎議長（毛利純雄）

13番、川畑孝治議員。

◆ 13番（川畑孝治）

我々議員は、市の方の政務活動費をいただいて、いろんな所に視察とか環境展とかそういった展示会で勉強させていただいているので、せっかくお金を使って学んできたことはやはり使わないことでは何の意味もないので、できれば管理者、できれば当施設の事務局長とか主なる者は、年に毎年行われます例えば環境展とか職員が学習をする場に派遣をしてはいかがかと思いますが管理者のご意見をお聞かせ願いたい。

○管理者（森之嗣）

はい、議長。

◎議長（毛利純雄）

森管理者。

○管理者（森之嗣）

はい、川畑議員から大変貴重なご意見をいただきまして、また大変丁寧なご説明をいただきましてありがとうございます。太陽光パネルの受入れ等に関しましては、今局長もセンター長も絶対受け付けないというような答弁では無かったように思いますし、今後もそういう事例がだんだん増えてくる可能性がございますから、当センターとしてもいろいろ考えていきたいなと思います。そして、今ご提案いただきました、職員の研修につきましても一度また相談させてもらおうかなと思います。どうも、ありがとうございます。

◆13番（川畑孝治）

議長、13番川畑孝治。

◎議長（毛利純雄）

13番、川畑孝治議員。

◆13番（川畑孝治）

そして、局長の答弁なんかで非常に気になったのが、一般の人達が産廃扱いで処理すべきだと。この感覚は非常に注意すべきだと思いますね。もし産廃扱いになった時にどのようになるのか。最低限必要になるのがマニフェストであります。これも昨日の循環社会推進課の方と話をしていましたが、これにおいては個人がマニフェストをきるような、そんなことさえ想定されていない。あの7枚綴りの排出者が誰で、収集運搬が誰で、その運搬した運転手が誰で、資格がどうのこうの。また、最終処分場がどこでどういったところか。そういった7枚綴りのマニフェストを交わすのが、産業廃棄物の排出方法では定められております。そういったことを個人がすることは想定されていない。ということは当然ここで受け入れるしかありませんし、先ほど出ました解体業者にも聞かせていただきました。解体事業者さんのところで。例えば家に太陽光パネルが乗っていた場合、社長のところはどうするんやのって実は聞かせていただきましたら、そこはちゃんと私も見せていただきました業者の方で太陽光パネルの処理をお願いしていると。ああなるほどね、と。でもそういった場合に費用がかかるわけですから、うがった見方をすると自分で清掃センターへ持ち込むわと、言われた場合にはそれはそれで仕方ないと。そういった場合には、ここで受けざるをえない。そういった時にきちんとパネルに対しての処理費用の部分を持ったりとか、当センターにおいても一時預かりの場所が必要ではないと思います。また、排出事業者の責任といたしましても、その処理された硝子が最終どこに行くのか。裏のプラスチックなんかは最終どこに行くのか。他の業者のところへ行ってRPFになったりとか、燃料にされたりとか、いろんなことの使い道が考えられますがそこでのそういった事業者の点検も当施設が今度は事業者になるわけですから、その辺に関しましては、しっかりと調査を行い安心できる事

業者選定をお願いしたいと思いますので、そういった要望を含めて私の一般質問を終わります。

◎議長（毛利純雄）

以上をもって、一般質問は終了しました。

◎議長（毛利純雄）

以上で、本日の議事日程は全て終了しましたので会議を閉じます。これをもちまして、令和6年7月第190回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会します。

○事務局長（笹木幹哲）

ご起立ください。

一同 礼

午前11時20分閉会